

平成25年度から 生命保険料控除などが変わります

税制改正により、主に次の内容が改正、追加されます。平成25年度分の市・都民税から適用となります。

生命保険料控除の見直し

「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が設けられました。

平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約の控除限度額は、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」それぞれにつき2万8千円となります。ただし、合計

①新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額	
年間の支払保険料の金額	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超～32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超～56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額	
年間の支払保険料の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超～40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額（次のいずれかを選択）	
適用する保険料控除	控除額
新契約のみ	表①新契約に基づき算定した控除額
旧契約のみ	表②旧契約に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方	表①新契約に基づき算定した控除額と表②旧契約に基づき算定した控除額の合計額（控除限度額28,000円）

※支払保険料とは、その年中に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金等を差し引いた残りの金額をいいます。
※支払保険料が控除の対象になるか否かは、保険会社等から送付される証明書等により確認することができます。

控除限度額は現行と同額の7万円となります。また、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取り扱いが異なります（左表）。

退職所得に係る市・都民税の計算方法の変更

平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に係る市・都民税の計算方法が変わります。

変更点は次の2点です。▼退職所得に係る市・都民税の所得割額の10%税額控除の廃止▼勤続年数5年以下の役員等が支払いを受ける退職手当等に係る退職所得の2分の1課税の廃止（役員等とは次に掲げる人をいいます）。

市・都民税は特別徴収で

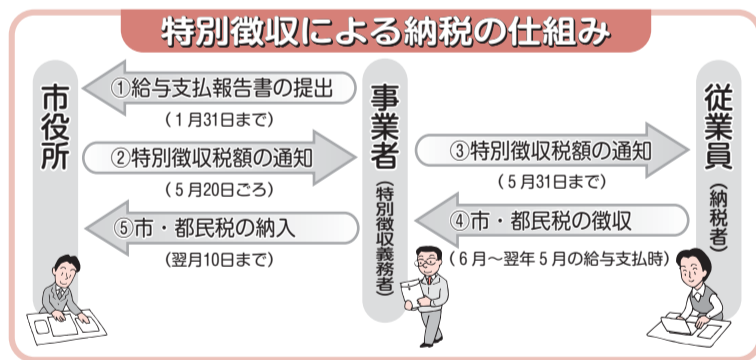
市・都民税の特別徴収は、従業員の給与から毎月、市・都民税を天引きして、事業者が従業員に代わって市に納入する制度です。市は、給与所得者の市・都民税の特別徴収による納入を推進しています。

特別徴収にすると

▼従業員の納付の手間が省け、納付忘れがなくなります▼事業者には市が特別徴収の税額決定通知を送付します▼特別徴収（年12回）は個人で納付する普通徴収（通常年4回）より1回当たりの納付額が少なく、納付しやすくなります。

●新年度から特別徴収にするには

1月に給与支払報告書を市に提出する際、「総括表」右側の「報告人員の特別徴収（給与天引）」の欄に、該当する人数を書き出して提出してください。なお、特別徴収による納税の仕組みは



す。①法人税法第2条第15号に規定する役員②国会議員および地方公共団体の議会の議員③国家公務員および地方公務員（くわしくはお問い合わせを。課税課市民税係・内線1206

平成24年第4回 市議会定例会 11月30日開会

平成24年第4回市議会定例会が11月30日（金）から12月20日（木）までの会期で開かれる予定です。日程は▼11月30日（金）＝本会議（会期の決定、一般質問）▼12月4日（火）～7日（金）＝本会議（一般質問、議案審議など）▼12月10日（月）＝総務委員会▼11日（火）

厚生産業委員会▼12日（水）＝環境建設委員会▼13日（木）＝文教委員会▼14日（金）＝立川まちづくり特別委員会▼17日（月）＝議会改革特別委員会▼19日（水）＝議会運営委員会▼20日（木）＝本会議（議案審議など）の予定です。市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の▼本会議＝議場受付▼委員会＝議事事務局へお越しください。▼議事事務局・内線3327

自治大学校と共催 市民公開講座 『デフレの正体』から 見た人口成熟時代を 生き抜くまちづくり

近年、話題となった『デフレの正体』の著者・藻谷浩介さんが立川市周辺地域の特性や問題点を分析し、人口成熟時代を打開する秘策を独自の視点から論じます。

段と加速すると見込まれています。この機会に藻谷さんの見解を直接聞いてみませんか。市内在住・在勤・在学の方
時 平成25年1月29日（火）午後6時30分～8時（6時間開場）自治大学校（緑町10-1）
講師 民間シンクタンク主席研究員・藻谷浩介さん（定員100人（申込順））
甲 平成25年1月11日までに電話、または住所・氏名・電話番号を書いて、ファクス・Eメールで自治大学校（540）4540
5 FAX（540）4504 @jitidaikenkyu@soumu.go.jp
個人材育成推進担当・内線2573

都市計画変更案の 縦覧と意見書の提出

市は、都市計画法に基づき、次の都市計画変更案の縦覧と意見書の提出を受け付けます。意見書は縦覧期間中に直接または郵送（消印有効）で、都市計画課（市役所2階）へご提出ください。

生産緑地地区

●縦覧 12月6日（木）～12月20日（土）（土曜・日曜を除く）
●都市計画課（市役所2階）
●意見書記載事項 ①立川市長宛②標題（生産緑地地区都市計画案に関する意見書）③日付、住所、氏名④意見
●都市計画課・内線2367

立川基地跡地関連地区 地区計画

●縦覧 11月30日（金）～12月14日（金）（土曜・日曜を除く）

大規模小売店舗立 地法に基づく縦覧

大規模小売店舗立地法に基づく変更届の縦覧を行っています。ご意見のある方は縦覧期間中に都産業労働局商工部地域産業振興課へ意見書を提出することができます。

●店舗名 丸井・井上共同ビル
●主な変更点 店舗の名称変更

更
●日時 平成25年2月12日までの午前9時30分～正午、午後1時～4時30分（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）
●場所 都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎30階）、市市政情報コーナー（市役所3階）
●都地域産業振興課 03（5320）4789、市産業振興課・内線2644

平成25年 4月入園

保育園入園申し込みを 受け付けます

12月7日(金)～14日(金)

保育園保育運営係・内線13255

市は、平成25年4月から市内の保育園にお子さんの入園を希望する方の申し込みを、12月7日(金)～14日(金)の日程で受け付けます。受付時間・会場は下表の通り。くわしくは、「申し込みのしおり」をご覧ください。申し込みのしおりは、保育課(市役所1階)や各保育園、窓口サービスセンター(女性総合センター1階)、子ども家庭支援センター(錦町4-1-19)、東部連絡所、西部連絡所、富士見連絡所で配布するほか、市ホームページからダウンロードもできます。なお、お子さんの心身の発達に遅れがあると思われる場合や、市外の保育園への入園を希望する方は、保育課までご相談を。

Table with 3 columns: 受付会場, 受付日, 時間. Lists various locations like 市役所1階多目的プラザ and their respective reception dates and times.

※郵送での申し込みはできませんので、直接会場で申請してください。

事業系ごみの訪問 指導を行っています

市では平成21年3月に「燃やせるごみ 5年で50%減量」を目標に掲げ、市民や事業者の皆さんにご協力をいただき、協働



振り込め詐欺が市内で多発。「すぐにお金が必要だ」などの言葉があったら、電話を切り家族や警察に相談を(生活安全課)

してさまざまな減量施策に取り組んでいます。その一環として、多量排出事業者の訪問指導を実施しています。廃棄物の減量・リサイクルに向けた取り組み、適正処理の推進などについての実態を確認するとともに、各建築物、事業所内でのごみ処理に関する問題点、課題を伺いながら、必要な助言・指導を行っています。今年度は10月までに、90件以上の事業所を訪問しました。今後、市の職員が各事業所に訪問しますので、市内事業者の皆さんには、引き続き、ごみ減量へのご理解とご協力をお願いします。また、商業ビルや学校等の場をお借りして、市のごみ処理の現状や課題、ごみの分別方法や

平成25年度 学童保育所入所 申請のお知らせ

用紙配布 12月3日から 受付期間 1月4日～15日

市は、平成25年度4月から市内の学童保育所にお子さんの入所を希望する方を募集します。既に入所されている方も申請が必要で、学童保育所は、保護者の仕事や病気などのため、放課後に適切な保育が受けられない小学校1年生から3年生までのお子さんを保育する施設です。●保育時間 通常保育(下校時(休校日は午前8時)から午後6時(土曜日は午後5時))

まで▽延長保育(午後6時から7時まで(月曜・金曜日のみ。ただし若葉・松中学童保育所のみ土曜日実施))。●費用 通常保育料は月4000円(第2子からは月2500円)。延長保育を利用する場合は、月20000円加算となります(月額5000円で一時利用も可)。間食費用が月15000円。行事により参加費が必要な場合もあります。●申請用紙の配布 12月3日(月)から、各学童保育所(左表。日曜日、祝日を除く)と子ども育成課(市役所1階。土曜・日曜日、祝日を除く)で。市ホームページからダウンロードも可。●申請受け付け 平成25年1月4日(金)～15日(火)(14日を除く) 係・内線13000

▽各学童保育所(午前11時～正午と午後1時～5時30分(土曜日は午後5時まで。日曜日は受け付けしません))▽子ども育成課(午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(土曜・日曜日は午前9時～正午と午後1時～5時)。郵送は不可。●障害のあるお子さんの保育については、ご相談ください。●平成25年度から若葉・松中学童保育所は指定管理者による運営となります。●富士見・羽衣児童館に併設する南富士見・羽衣学童保育所は、児童館大規模改修工事のため、対象小学校に一時移転して保育を行う予定です。●子ども育成課係・内線13000

Table titled '学童保育所一覧' (List of Child Daycare Centers) with columns for Name, Location, Phone Number, and Main School District.

市民意向調査にご協力ください

市は、第4次長期総合計画の策定に向けた準備を進めています。長期総合計画は、まちづくりの将来像や目標、具体的な取り組みなどを中長期的な視野に立って示すものです。この長期総合計画に市民の皆様

さんの意見を反映するために「市民意向調査」を行います。調査結果は計画策定の基礎資料となります。よりよい計画を策定するため、お手元に届いた場合はご協力をお願いします。●対象(無作為に抽出した18歳以上の市民3千人)●調査期間(12月12日(水)まで)●調査方法(郵送)●調査内容(定住意識や市政に関する評価など) ●企画政策課・内線2688

歳末たすけあい運動にご協力ください

この運動で寄せられた募金は社会福祉協議会の貴重な自主財源となっております。ぜひご協力をお願いします。●募金の方法 12月1日～28日に地区募金(地域の自治会を通して)●一般募金(社会福祉協議会事務局が社協あいあいス

●平成25年版カレンダーを寄贈ください。運動の環境で、カレンダーや手帳を配布しながら募金活動を行う団体があります。不要な平成25年版カレンダーや手帳がありましたら、12月25日(火)までに社会福祉協議会事務局にご寄贈ください。 ●社会福祉協議会総務係 ☎(529)8300

立川女性防火の会が 東京都功労者表彰を受賞

10月1日に都庁で行われた東京都功労者表彰式で、立川女性防火の会が消防・災害対策功労を受賞しました。東京都功労者表彰は都民の生活と文化の向上に特に功労のあった方々への表彰で、立川女性防火の会は、地域消防の発展に尽力し、特に優れた業績が評価されました。



立川消防署警防課防災安全係 ☎(526)0119、市防災課・内線2535

国民年金保険料収納業務の民間委託先が変更になりました

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付奨励や保険料の

収納業務」について民間委託を行っています。10月から委託事業者が(株)アイヴィジットから(株)オリエントコーポレーション(0120(217)736)に変更になりました。 ●立川年金事務所 ☎(52)0352